

PDCAサイクルによる計画の見直し

びー でいー しー えー

① PDCAサイクル

第4期プランは、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、
「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行います。その際、併せて第4期プラン全体の見直しを行います。

見直しに当たっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等との意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも柔軟に対応します。

●見直しの時期

年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画		
	障害児福祉計画			障害児福祉計画		

見直し

見直し

●PDCAサイクルのイメージ

